

奨学金返還支援制度 Q & A

Q 1 助成対象となる奨学金は何ですか。

A 1 独立行政法人日本学生支援機構法の学資貸与金、地方公共団体が貸与する学資資金を想定していますが、それ以外の奨学金（申請者本人が在学中に貸与を受け返還する学資資金）についても対象となる場合があります。

Q 2 助成金額はいくらですか。

A 2 年度内（4月から3月まで）に返還した奨学金の額と村が定める助成上限額のいずれか低い金額が年度内の助成額になります。

（例 1）5月から村内に就業し毎月 16,300 円を返済している場合

①年度内の返済額 $16,300 \text{ 円} \times 11 \text{ 月} = \underline{179,300 \text{ 円}}$

②基準額 $30,000 \text{ 円} \times 11 \text{ 月} = \underline{330,000 \text{ 円}}$

※助成上限額は、①と②の低い方の 179,300 円となり、助成額は千円未満切り捨ての 179,000 円となります。

（例 2）5月から村外に就業し毎月 16,300 円を返済している場合

①年度内の返済額 $16,300 \text{ 円} \times 11 \text{ 月} = \underline{179,300 \text{ 円}}$

②基準額 $15,000 \text{ 円} \times 11 \text{ 月} = \underline{165,000 \text{ 円}}$

※助成上限額は、①と②の低い方の 165,000 円となります。

Q 3 助成対象月とは何ですか。

A 3 助成金の交付要件を満たしている日の属する月のことです。

（例）4月27日が返済日の場合

4月27日までに転入及び就職していれば4月から対象

4月1日に就職し4月28日に転入した場合は、5月から対象

Q 4 以前から更別村に住んでいますが対象になりますか

A 4 助成金の申請時点で更別村に住民登録があり、令和 7 年 4 月 1 日以降に就職（採用）された場合は対象となります。

Q 5 就職後に更別村に転入した場合は対象になりますか。

A 5 令和 7 年 4 月 1 日以降に就職（採用）されている場合は対象になります。

この場合、更別村に住民登録した日以降の返済額から助成対象となります。

なお、3 年以内に転出を伴う転勤の見込みがある場合は、対象にならない場合があります。

Q 6 年齢制限はありますか

A 6 年齢制限はありません。

Q 7 助成金の交付時期はいつになりますか。

A 7 毎年度 4 月から 3 月までに返還した額を記載した実績報告書を提出していただいた後になります。なお、実績報告書提出時点で交付要件を満たしていないとき（離職や転出など）は、助成金の交付を受けられない場合があります。

Q 8 助成はいつまで受けられますか。

A 8 初回の助成対象月から起算して 120 か月（10 年間）です。令和 7 年 10 月から対象となった場合は、令和 17 年 9 月までが助成対象月となります。なお、助成を受けられるのは、令和 12 年 3 月 31 日までに助成対象者の要件を全て満たす方となります。

Q 9 勤め先から奨学金返還の支援を受けていても対象になりますか。

A 9 就職先の事業所等、他から奨学金返還支援を受けている場合も助成金の対象になりますが、村の助成金と他からの支援の合算額が、実際に返済した奨学金の額を超えることがないようにするため、返済額から他からの支援金を控除した額を村の助成対象額としています。

(例) 村の助成限度額が月 1 万 5 千円の場合

実際の返済月額	事業所の支援月額	差引助成対象月額	村助成月額
16,000 円	5,000 円	11,000 円	11,000 円
16,000 円	1,000 円	15,000 円	15,000 円
16,000 円	0 円	16,000 円	15,000 円

Q 10 助成対象額には、繰上償還した金額も含まれますか。

A 10 繰上償還額は助成対象額に含みません。

Q 11 奨学金の返済額を借り換えした場合、借り換え後の返済額は対象になりますか。

A 11 有利子の奨学金の返済額を、他の金融機関等から低金利の融資を受けて全額を繰上返済した場合は、対象となるべき奨学金が返済済みとなってしまい、助成対象額が存在しないことになります。また、借り換えのための借入金は「奨学金」ではないことから対象になりません。